

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

### 静岡県教育委員会規則第2号

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
(職及び職制) <b>第6条</b> 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。	(職及び職制) <b>第6条</b> 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。														
<table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>参事（学校教育担当）</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	職名	職務	(略)		参事（学校教育担当）	(略)	<table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>参事（学校教育担当）</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>参事</u></td><td><u>教育行政事務に関する特定の事項を処理する。</u></td></tr></tbody></table>	職名	職務	(略)		参事（学校教育担当）	(略)	<u>参事</u>	<u>教育行政事務に関する特定の事項を処理する。</u>
職名	職務														
(略)															
参事（学校教育担当）	(略)														
職名	職務														
(略)															
参事（学校教育担当）	(略)														
<u>参事</u>	<u>教育行政事務に関する特定の事項を処理する。</u>														
2 (略)	2 (略)														

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。